

予算決算常任委員会

平成25年2月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○小林 誠	吉野 俊明
伴 吉晴	木澤 正男	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	企画財政課長	面卷 昭男
税 務 課 長	加藤 惠三	住民生活部長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	国保医療課長	寺田 良信
環境対策課長	栗本 公生	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	都市整備課長	井上 貴至
会 計 管 理 者	野崎 一也	教委総務課長	西川 肇
生涯学習課長	佃田 眞規	上下水道部長	谷口 裕司
下 水 道 課 長	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、木澤委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、伴委員、木澤委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 各課報告事項を議題といたします。

（1）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）、理事者の報告を求めます。 川端建設課長。

建設課長 それでは、（1）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）ご説明申し上げます。この件につきましては、平成24年8月2日、午前8時30分ごろ、興留8丁目地内の町道425-3号線におきまして、道路の一部に陥没があり、その陥没箇所につまずき左足骨折という被害を与えたものであります。この事故により相手方、斑鳩町興留8丁目5番8号の井山様の治療代金等といたしまして、30万7,240円となりますが、町過失割合が70%で21万5,068円の賠償を行うことで、平成24年12月21日に示談が成立いたしましたことから、同日付けで損害賠償額決定につきまして専決処分をさせていただきました。

この損害賠償の決定に伴いまして、今回この補正予算の額につきまし

ても、同日付けで専決処分をさせていただきましたものであります。

資料1をご覧くださいませでしょうか。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

建設課長 この補正予算につきましては、先ほど説明させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算額に歳入歳出それぞれ21万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億9,275万4千円とするものでございます。

内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。補正予算書の第4ページをご覧くださいませでしょうか。歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入に、総合賠償補償保険金といたしまして、21万6千円を増額補正するものでございます。

続きまして、6ページの歳出では、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第22節補償補填及び賠償金に21万6千円を増額補正するものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきますでしょうか。

(予算書朗読)

建設課長 以上で、補正予算の説明とさせていただきます。なお当議案につきましては、3月の定例議会でご報告させていただく予定をしております。

またこの内容につきましては、2月18日の建設水道常任委員会で同様の説明をさせていただいておりますので、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員

木澤委員　これ以前に報告いただいていた件で、今後こういうことのないようにまた注意していただきたいと思うんですけども、過失割合で3対7というふうに報告いただいたんですけども、こうした事故が起こった際に、当事者の方と交渉を行うのは、その保険会社のほうでやっていただいているのか、それか職員さんのほうでやっていただいているのか。最終的にその3対7という過失割合はどういう形で決定されるのかというのは、その辺についてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

建設課長　一応、この割合の決定につきましては、保険会社と協議し、保険会社は判例等、資料揃えてますんで、同等の判例に基づきまして決定していきます。それと交渉につきましては、まず一番に町の職員がその保険会社と協議した結果にもとづいて交渉に当たらせてもらってます。

木澤委員　そうすると、町は、この総合賠償保険に加入はしてますけども、交渉のほうは、その都度、やっぱり職員さんがやっているということで理解していいんですか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

委員長　他にございませんでしょうか。　伴委員。

伴委員　ちょっとお聞きしたいんですけども、骨折された方のお年は何歳ぐらいの方がこれなられたんですか。

建設課長　79歳の女性の方でございます。

伴委員　正直言うてね、お金で賠償していかないかん、最終的にはそういうことになると思いますねけども、やっぱりこういう事故があってはならんというのが前提やと思うんですわ。なんかこれに対して、対策というのは難しい、うちの近くでも自分が住んでるとこの近くでも、道のど真ん

中でどーんと、こういうような形で陥没いうのはございます。その時はすぐ自治会の役員さんに言って、町のほうに言ってもらってすぐに修繕してもらいましてんけど、見回り、また自治会からのそういうような連絡とか、そういうようなことで何か考えておられるわけですか。

建設課長 住民の方々の協力が一番重要となりますねけども、町としてもパトロール、要はその陥没箇所が多いところ、重点的にパトロールを強化するなどして、この事故の際にも付近の、ちょうど悪かったんで、全体をパトロールして補修に努めたという経緯がありますんで、今のところパトロールの強化に努めるということになると思います。

伴委員 確かにね、もうそういう形で町としてはしてもらわな、それしかないような部分はようわかりますねんけども、やっぱり住民のほうからも自治会通じてでも、すぐ連絡ほしいというような形で、各自治会長さんとか、そういう形にちゃんと言うていただきたいと、これは要望しておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 私のほうから1点なんですけども、やはり今、伴委員心配されていた高齢者、高齢者だけにかかわらず子ども、障がいをお持ちの方というのは、やはり道路を利用されるわけですけれども、今見てみますと、道路を管理、保全をしていくという形の中で、事後保全というか、やはり陥没があつて処置をしていくという形が、そういう流れがあるんじゃないかなと。今、課長言われましたように、パトロールしているということで、やはり予防保全というか、そういう形の強化をね、今後図っていく必要があると思います。そのためには、やはりその道路管理計画というんですか、きちっとそういった計画をたてながら、今後見ていくという

形の方法で進めていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

建設課長 道路の100数十キロある町道ですねんけど、その管理につきましては、来年度ですねけど、一応、路面の、要は舗装の、路面の調査とか行いまして、今後その補修を計画的にやれるような形で整備するような計画を用意しておりますんで、それにもとづきまして状況調査等を行う予定にしておりますんで、ある程度解消していけるかなというように考えております。

委員長 わかりました、それとですね、道路面に限らず、ガードレールとか、そういった安全標識というのが、場合によっては老朽化したり、それが原因となって、事故につながるというケースがございますので、路面だけじゃなしに、やっぱり交通安全に対しての、やっぱりそういった付帯の設備等についても、管理をお願いしておきたいと思います。

他に、ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ただ今の報告につきましては、3月議会において報告をされますが、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、2. 継続審査、(1) 予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたします。

3月定例会に提案を予定されております一般会計及び各特別会計にかかる補正予算について、あらかじめ説明をお受けしたいと思います。

まずはじめに、①平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、①平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料の2をご覧くださいませでしょうか。

まず、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,278万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ91億7,554万3千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第14款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、17万7千円の減額補正をお願いしております。

次に、総務費国庫補助金以下の内容につきましては、国の第1号補正や、国の復興予備費活用事業の活用を図り、前倒しして実施する事業に関する国庫補助金の増額補正となっております。総務費国庫補助金では、法隆寺周辺地区都市再生事業として、町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備に関するもので、740万円の増額補正をお願いしております。民生費及び衛生費国庫補助金では、西老人憩の家、あゆみの家、鳩水園の耐震診断の実施に関するもので、それぞれ44万円と103万9千円の増額補正をお願いしております。土木費国庫補助金では、道路維持のための路面性状調査、道路防災総点検及び舗装補修の実施に関するもので、704万円の増額補正をお願いしております。

教育費国庫補助金では、斑鳩東小学校本館東棟等の耐震補強工事について、これは国の復興予備費活用事業の活用を図り、前倒しして実施することから、学校施設環境改善交付金で9,855万4千円の増額補正と、社会資本整備総合交付金として、町民プールの耐震診断の実施に関するもので21万4千円の増額補正をお願いしております。商工費国庫補助金では、観光会館の耐震診断の実施に関するもので、社会資本整備総合交付金16万円の増額補正をお願いしております。

次に、第15款県支出金では、民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により、国民健康保険保険基盤安定負担金139万2千円の減額補正をお願いしております。

民生費県補助金では、障害者自立支援法の改正に伴い実施するシステム改修に対して、障害者自立支援特別対策事業費補助金が交付されるこ

とから、94万5千円の増額補正をお願いしております。農林水産業費
県補助金では、溜池の耐震性等の緊急一斉点検について、震災対策農業
水利施設整備事業費補助金が交付されることから、192万円の増額補
正をお願いしております。

次に、第16款財産収入では、残余財産収入で、斑鳩町土地開発公社
解散に伴う残余財産を受け入れることから、2,234万6千円の増額
補正をお願いしております。

次に、第17款寄附金では、ふるさと納税として、教育費寄附金に4
0万3千円、福祉費寄附金に5万3千円、都市計画費寄附金に3万円、
商工費寄附金に1万円のご寄附をいただいたことから、あわせて49万
6千円の増額補正をお願いしております。これら寄附金につきましては、
寄附者のご意向に沿って、それぞれの事業に充当させていただくととも
に、教育費寄附金のうち38万8千円は、斑鳩の里歴史文化遺産保存・
活用基金に積み立てさせていただきます。

次に、第18款繰入金では、公共施設整備基金及び都市計画事業整備
基金を廃止することから、公共施設整備基金繰入金44万2千円、都市
計画事業整備基金繰入金26万2千円の増額補正をお願いしております。

なお、これら繰入金は、基金の目的に従いまして、公共施設整備基金
繰入金は、あわ保育園調理室新築等整備事業費に、都市計画事業整備基
金繰入金は、公共下水道事業特別会計へ繰出しして、公共下水道事業に
充当してまいります。

次に、第21款町債では、総務債で、国の第1号補正を活用して実施
する町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備事業
の財源措置として、まちづくり事業債1,110万円の増額補正を。衛
生債で、実施事業費の確定により、可燃ごみ積み替え施設整備事業債、
330万円の減額補正を。教育債で、国の復興予備費活用事業を活用し
て実施する学校耐震補強等工事の財源として、学校教育施設等整備事業
債1億3,530万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

資料の裏面をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第2款総務費では、一般管理費で、職員の退職予定に伴う職員退職手当負担金2,686万4千円の増額補正を、財産管理費で、斑鳩町土地開発公社解散に伴う残余財産を土地開発基金に積立することから、2,200万円の増額補正をお願いしております。なお、残余財産2,234万6千円と基金積立金2,200万円との差額34万6千円は、一般会計の財源として受け入れさせていただきます。

次に、第3款民生費では、社会福祉総務費の国民健康保険事業への支援で、保険基盤安定繰出金等の確定により、37万5千円の増額補正をお願いしております。また、福祉基金への積立で、当初予算では、福祉基金へのご寄付を20万円と見込み、歳入歳出にそれぞれ計上していましたが、ご寄付が10万3千円余りとなることから、基金積立金9万7千円の減額補正をお願いしております。老人憩の家運営費及びあゆみの家管理運営費では、西老人憩の家、あゆみの家の耐震診断について、国の第1号補正の活用を図り、前倒しして実施することから、それぞれ170万円と230万円の増額補正をお願いしております。障害福祉費では、障害福祉内部事務で、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修等及び機器更新経費141万4千円の増額補正を、介護保険事業繰出費では、介護保険事業への支援で、国の介護保険総合データベース構築に伴う町介護保険システム認定ソフトの更新が必要となることから96万6千円の増額補正を、後期高齢者医療費では、療養給付費負担金の確定により46万6千円の増額補正をお願いしております。

次に、第4款衛生費では、塵芥処理費の可燃ごみ積み替え施設の整備で、実施事業費の確定により358万3千円の減額補正を、し尿処理費では、鳩水園の耐震診断について、西老人憩の家などの施設と同様に前倒しして実施することから530万円の増額補正をお願いしております。

次に、第5款農林水産業費では、震災対策農業水利施設の整備で、緊急減災対策を目的とした溜池の耐震性等の一斉点検を実施することから、192万円の増額補正をお願いしております。

次に、第6款商工費では、観光会館の耐震診断について、西老人憩の家などの施設と同様に前倒しして実施することから、200万円の増額

補正をお願いしております。

次に、第7款土木費では、道路維持費の道路環境の整備で、町道の路面性状調査、道路防災総点検及び舗装補修について、国の第1号補正の活用を図り、前倒しして実施することから、1,280万円の増額補正を。道路新設改良費では、道路の新設改良で、町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備について、同じく前倒しして実施することから、1,850万円の増額補正をお願いしております。また、公共下水道費では、公共下水道事業への支援として、公共下水道事業特別会計において、社会資本整備総合交付金の減額補正等を行うことから326万5千円の減額補正をお願いしております。

次に、第9款教育費では、小学校学校管理費の小学校校舎の耐震補強で、斑鳩東小学校本館東棟等の耐震補強等工事について、国の復興予備費活用事業の活用を図り、前倒しして実施することから2億2,959万9千円の増額補正をお願いしております。文化財保存費では、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金にいただいた寄附金38万8千円の積立てをお願いしております。町民プール運営費では、町民プール管理棟の耐震診断について、西老人憩の家などの施設と同様に前倒しして実施することから、130万円の増額補正をお願いしております。

第11款公債費では、平成24年度の定時償還に係る利子額が確定したことから、609万円の減額補正をお願いしております。

次に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、3,206万8千円を充当させていただき補正をお願いしております。

続きまして、継続費補正であります。

可燃ごみ積み替え施設整備事業に係る継続費につきましては、9月町議会定例会において契約のご議決をいただき、また、その他経費につきましても確定したことから、事業費の総額の減額と、各年度の年割額の変更について補正をお願いしております。

最後に、繰越明許費補正であります。国の第1号補正や国の復興予備費活用事業の活用を図り、前倒しして事業を実施するなどの事情により、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、

繰越明許費の追加として、老人憩の家耐震診断事業で170万円、あゆみの家耐震診断事業で230万円、鳩水園耐震診断事業で530万円、震災対策農業水利施設整備事業で192万円、観光会館耐震診断事業で200万円、道路環境整備事業で1,280万円、JR法隆寺駅周辺整備事業で941万4千円、地域防災計画策定事業で51万6千円、小学校校舎耐震補強等事業で2億2,959万9千円、町民プール耐震診断事業で130万円の予算措置についての補正をお願いしております。

また、繰越明許費の変更では、道路新設改良事業で、繰越額を5,350万円に変更する補正をお願いしております。

以上で、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、国の補正も活用していただいて、公共施設の耐震化ですね、に向けて調査も含めて進めていっていただけてますけども、いよいよ小・中学校が終ったということで、公共施設に入っていくのかなというふうに思うんですが、先日もどこの委員会やったかな、副町長、計画もたてていくというふうにおっしゃっていただけてましたけども、また計画できた段階で、できれば小・中学校の校舎のときに一覧にして出していただいていたと思うんですけども、ああいう形で、あれすごくわかりやすかったんで、またまとまったら示していただきたいなと思うんですけども、そういうふうに示していただけるというふうに理解しておいてよろしいですか。

副町長 財政計画もそれによって明らかになってまいりますんで、そういう形で、作成できた段階でご提示申しあげたいと考えております。

木澤委員 わかりました、よろしく願いします。それとですね、先日、建設水道常任委員会やったかな、歳出のところの7の土木費のところの道路整

備ポケットパークと町道215号の歩道、これ歳出のほうであがってて、歳入のほうでは総務費関係であがってますよということで説明されてたんですけども、ちょっと聞いててよくわからなかったんです。事業としてはどういう形になってて、どういう関連になっているのか。もう一回説明をお願いします。

企画財政課長 歳入のほうなんですけども、これは総務費国庫補助金で受け入れさせていただいています。これにつきましては、(仮称)地域交流館の整備がございまして、その補助金を活用して整備した経緯がございまして。いわゆる金額の面が非常に大きかったのと、法隆寺地区の都市再生事業として取り組みましたことから、総務費の国庫補助金で計上させていただいております。また歳出の、いわゆるその補助金を受けて実施します事業につきましては、それぞれの実施担当課のそれぞれの費目で計上させていただいているところでございます。以上です。

木澤委員 そうすると町の事業としては、どこの担当になるんですか。

企画財政課長 今回の道路の新設改良事業1, 850万円の部分なんですけれども、これにつきましては建設課のほうで担当させていただくというふうになります。

木澤委員 当然、補助金受けるにあたって、国や県と相談されているので、問題ないかなと思いますけども、なんか目的外の使い方になるとか、そういうわけではないんですね、ちょっと心配。

委員長 小城町長。

町長 これは以前でも、仮に、藤ノ木古墳とか、ああいう問題でも、国土交通省の関係の補助金等というのは5割ありますから、そういうところに活用したりですね、予算入ってくるのは国土交通省の建設のほうですから、

やるのは教育委員会ですから、そういう関係もございますし、今もやっぱり、より有利なというのか、そういうものをやっぱりしていかなかったら、我々ちょっとでも補助金というのか、名目は変わってまいりますけども、補助金というの、社会資本整備補助金という名前ですけども、総合的に総務で受け入れて、そして担当でやっぱりやっていくと、それはもう明らかに、事前のあれをやっていますから、やっぱりある程度そういう点については、県あるいは国がそういう点については、進達してやっぱり許可をもらうということで、できるだけ有利な、有効な財源を確保したいということでございます。

木澤委員 わかりました。町のほうでだいぶ頑張っていたいて、国の補助金活用していただいていますけども、今、町長おっしゃっていただいたように、やっぱり使えるものは使って、やっていっていただきたいと思えます。ただ、以前にその補助金受けて目的外の使用ということで、県にも国にも話聞いてたのに、何でやねんということもありましたんでね、その点についてはやっぱり注意して、今後も進めていっていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

委員長 他に、ございませんでしょうか。 伴委員。

伴委員 ちょっと教えてほしいですもんけど。この耐震診断が建物、また溜池、数多く今後予定されていると。これは時期をずらしてとか、結局、けっこう期間がかかるものなんですか、それとももういっぺんに何社かに発注されていくのか、ちょっとその当たりどういうふうにご考えておられるのか、教えてください。

委員長 小城町長。

町長 先ほど池田副町長も申しましたように、やっぱり計画をもっていかなかったら、まずは設計というのか、仮に、あゆみの家とかあるいは、そ

ういう56年以前の建物については耐震をしなければいけないということでございますから。今、特にやっぱり政府、国というのは、もう地震をやっぱり東北の震災からですね、特にやっぱり、他のものにも、まずはやっぱり学校教育関係は子どもさんが多いですから、耐震の関係はもう早く積極的にやれということになってきましたけども、これからもやっぱり一番要は、ああいう溜池とかそういうものについては、仮にそれが土手が崩れて、その水が氾濫してしまったらですね、必ず水害が起こりますから。そういう点についても政府としては、国としては取り組んでいこうという、東北震災等、あるいはまた中国とか、そういうニュージーランドの地震があつて、やっぱり死者を招いているということであつて、いかにも早くそういうことをしていこうという、そういう処置だと思います。ただまあ計画を持っていかなかったら、なかなかやっぱり、設計を設計業者に発注して、それからまたこれ工事費していくと、金がかかりますから。何ぼ予算がどうあるかというんですか、配分を、それを今、池田副町長がまとめて、また報告をしたいということでございますから、そういう点についてご理解いただきたいと思います。

伴委員 ほんだら計画をもって順次進めていただくということで理解しておきます。

 ひとつ繰越明許費で、地域防災計画、これ総務委員会でも、今年度中にまとめていくという、最初のお話があつたんですが、なかなかそのあたり、ちょっとこうずれてきていると、このずれている理由を、もう一度ちょっとお願いします。

総務課長 地域防災計画の関係でございますが、現行の地域防災計画の修正箇所が多うございまして、特に東日本大震災の関係があつて、国のですね、基本計画が昨年11月にまとまったわけなんですけども、そういった修正も加えていく必要がある。そしてまた県のほうもですね、地域防災計画の修正のほうを加えられておりまして、それとの整合性を図っていく、そういったことから今年度完成できず、その分について、残った文

について、来年度に繰り越したということでございます。

伴委員 理由はよくわかりました。それであれば、来年度いつごろぐらいにできそうやというような目処はついているわけですか。

総務課長 今現在ですね、9割程度ということで考えています。そして、6月、7月ごろにですね、防災計画のほう完成をしまして、そして…。

委員長 池田副町長。

副町長 今、課長、6月、7月と言っておりますけども、今、県の防災計画の見直しが少し遅れておるんですわ。この出来具合によって、町の防災計画が決まってまいりますんで、やはりこの県が、やはり早いうちにとは言っておりますけども、夏になるのか、秋になるのか、それによって町の防災計画、なんしか25年度中には作成したいと県は言ってますんで、それに合わせて町も作成していくということで、ご理解いただきたいと思えます。ここでその時期は明らかにできない状況です。

伴委員 これは非常に住民生活に大事なやつですので、その辺がまたまとまってくれば早急をお願いいたします。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、継続審査、②の平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申しあげます。

恐れいたしますが、資料3をご覧くださいませでしょうか。

今回の補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定と、この確定に伴います国庫、県支出金の補正、そして今回の予算補正において生じた財源を歳入欠かん補てん収入に充当する補正となっております、今回の補正は歳入のみの補正となっております。歳入歳出予算の総額は、補正前と同額の36億3,706万4千円となっております。

それでは、歳入予算の補正についてご説明申しあげます。

上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第2款国庫支出金では、29万7千円の増額補正をお願いするものであります。療養給付費等負担金、財政調整交付金とも、これらの算定に用います医療給付費にかかる保険基盤安定繰入金の確定によりまして、医療給付費分現年分で23万2千円の増額、医療給付費分普通財政調整交付金で6万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款県支出金では、国庫支出金と同様の理由によりまして、医療給付費分普通財政調整交付金6万5千円を増額補正するものでございます。

次に、第8款繰入金では、一般会計繰入金で、繰入の基準となります県支出金等の交付決定によりまして、37万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

その内訳は、保険基盤安定繰入金で209万2千円の減額、財政安定化支援事業繰入金では246万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入についてでございます。歳入欠かん補填収入で、本予算補正から生じた財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたことから73万7千円を減額補正させていただくものでござい

ます。

以上で、平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）案についてご説明させていただきます。

お手元の資料4をご覧くださいませでしょうか。

まず、今回の補正では、既定の歳入歳出予算の総額から1,916万4千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億5,849万6千円とするものでございます。

主な内容につきましてご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。公共下水道への加入件数につきまして当初180件を見込んでおりましたが、昨年12月末には、210件の接続申請をいただきましたことから、第1款分担金及び負担金、下水道費負担金で300万円の増額補正。次に、第3款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金の内示変更に伴い976万2千円の減額補正。次に、第4款繰入金では、歳入の増額により326万5千円の減額補正。次に、第6款雑入では、消費税還付金の額が確定しましたことから106万3千円の増額補正。次に、第7款町債では、公共下水道事業債で交付金の

内示変更に伴い980万円の減額補正、流域下水道事業債では、県流域下水道工事の執行に伴い40万円の減額補正、あわせまして1,020万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして歳出でございます。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費におきまして、社会資本整備総合交付金の内示変更によりまして1,952万4千円減額し、9億981万2千円に減額補正。次に、第2款流域下水道費では、県事業におきまして、当該年度の建設工事の執行に伴い減額となること、及び補正予算に取り組むことに伴う増額の変更から、それらをあわせまして36万円増額し、784万1千円に増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費でございます。第2款流域下水道事業費におきまして、県の流域下水道事業で流域下水道センター内の設備機器更新工事を、補正予算により行われるとともに平成25年度へ繰越されることから、その財源となる市町村建設負担金113万5千円を、平成25年度に繰越明許をお願いするものでございます。

次に、地方債補正でございます。下段の表をお願いします。

地方債補正では、町債の補正に伴い限度額を補正するものでございます。起債の目的、1、公共下水道事業では、4億5,100万円から980万円を減額し、4億4,120万円に限度額の補正。2、流域下水道事業では、730万円から40万円を減額し、690万円に限度額の補正をお願いするものでございます。

以上、3月議会定例会に上程を予定いたしております、平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）案の説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 歳入のところで、社会資本総合整備総合交付金の内示変更があったということですが、それどういう中味やったんかなと。歳出のほうでもそれに伴って、管渠等新設改良費ですか、その辺で減額になってますけど

も、その分の事業はどうなるのかなど、その辺の関係がちょっとわからないので教えてもらえますか。

下水道課長 当初予算でございますが、3億7,500万円を国のほうへ交付金の要望をいたしたところでございます。当初減額内示がございまして、1,900万円の減額内示を受けておりましたが、10月の内示変更、2月の内示変更により、県内の流用をはかりまして、現在の3億6,523万8千円に確定したものでございます。その中で、事業費につきましては執行残が生じてまいります。その執行残の経過と、そしてこの減額内示、変更に伴いましてその相殺したところ、事業はすべて平成24年度内の事業を執行して完了したところでございます。以上です。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。本件についても、報告を受け一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、④平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村福祉課長。

福祉課長 それでは、④の平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

資料5の歳入及び歳出の総括表をご覧いただきたいと思います。

今回の補正の内容は、県の財政安定化基金交付金の繰り入れに関する増額と、介護認定ソフト更新に係る事務経費に関する増額についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,680万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ19億215万9千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申しあげます。

第6款財政安定化基金事業交付金でございます。介護保険料額率の増加を抑制するため、奈良県から同交付金を受け入れるものでありまして、1,584万円の増額補正をお願いするものです。

第9款繰入金でございますが、介護保険認定ソフト更新に係りますシステム改修の経費の財源といたしまして、一般会計から繰り入れるものであり、96万6千円の増額補正をお願いするものであります。

続いて、歳出です。

第1款総務費では、介護保険認定ソフト更新に係りますシステム改修の経費として96万6千円の増額補正をお願いするものです。この改修は、休日応急診療施設組合に設置しています介護認定審査会におきまして、厚生労働省とのデータの送受信等に係ります認定ソフトが、この度改定されることに伴いまして、組合と各町との間での認定に関するデータの送受信に係るシステムも変更しなければならないという内容のものでございます。

最後に、第3款基金積立金では、県から受け入れます財政安定化基金事業交付金を介護保険給付費準備基金にいったん積み立てるものでありまして、1,584万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これ、県から来る分は、以前に言ってた3分の2を取り崩してということで、市町村に来てる分だと思うんですけど、あの時も国の取り崩し分の使途が不明になっていたと思うんですけども、その使途を私も確認できてないんですけども、国のほうの動向について、何か使途を明確にされたんでしょうかね、その辺ちょっと。

福祉課長 国の具体的な動向については、私どもも現在は把握しておりません。

委員長 他に、ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

以上、継続審査については、終わります。

次に、3. その他について、委員のほうから何かございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員 今年のですね、1月31日に幸前の自治会の、この決算報告というものの出されてますねんけども、その中でですね、新公民館というんですか、これの割戻金という収入の中でですね、25万円がこれ入っているわけですわ。だから、もうその精算が済んだんかね、それとこの25万円というような金は、これ町が精算しはったらその割戻金というのは町へ返すん違いますの、これは。こんなん幸前の自治会の収入の中に入ってたらかかしいの違いますの。自治会の預金とかも、これ1銭も出してないねんでね。だから、この書き方が間違っているのかどうか、それはわからへんけどもね、そやけどこれ、ちゃんと大和ハウス割戻金って、こう書いてまっしゃろ。いや、だから違うやん。そやから、その前の段階で、精算が済んだんかって聞いているねん。

委員長 小城町長。

町 長 幸前の総会でいろいろと、方々からも聞きますけども、恐らくそれは、幸前の自治会が公民館を大和ハウスから、まあ言うたら寄付金みたいな形で幸前が受け取ったと。大和ハウスが25万円を幸前の自治会へ寄付したのではないかなと、いうことを私はそう思いますけども、ただ、町そのものについては、一切私どもは関係しませんから、ただ、その状況

等について書類とか、そういうものはチェックをしていますけども、その点については幸前内の話ですから、われわれそういうことを聞かされても、わからないと。

木田委員 幸前の何だけやて、これ町の公民館ですよ、これ。今まだなんでっしゃろ。幸前の公民館になってないですやろ。

総務部長 まず幸前の公民館につきましては、自治会が主体になって建てていただくと、そしてその補助金3分の2を町が払うと、それから残り3分の1につきましては、補償事業で払っているということで、実質は地元の幸前の集会所というふうに考えていただきたいと思います。それと地域集会所補助金につきまして、まだ今、書類はあがってきておりますけども、町としてまだ補助金を払っていない状況でございます。

木田委員 払ってないねんね。ふうん。いやそれやったらええけどな。せやけど、これちゃんここに大和ハウスからの割戻金って書いてあるやろ。これ寄付金やったら何ともないけどな。だけど割戻しっていったら、払い過ぎか何かのお金がこう戻ってきたという、そういう意味ですやろ。それやったらおかしいなということですから。だから、町からもしつくっていうんですか、地縁団体の設立をって言われてるねんとは、今度の新しい自治会長さんも言っはるけどな。せやけどやっぱりそれは、私は今までから何回も言っているようにでんな、何ぼそら補償工事や言うても、やっぱり町民の税金を預かってそれでやってんねんからね、ちゃんとした何で納めてもらわなでんな、早よ済ませたらいいというものではないと思いますねんわ。だから、こういうことも、誰がこういうふうに書いたんか知らんけどな。せやけど、だからね、だから、せやから精算しはったんかって聞いているわけで。精算したらこれおかしいですやん。そうでっしゃろ、うん。

町長 こういうことを、この委員会等でおっしゃっていただいたかて、我々

はわかりませんし、やっぱり木田委員さんも幸前の自治会の会長もされていたわけですから、そういう経緯というのは知っておられるわけですから、そりゃ当然そこで発言をしてですね、なんで割戻金になっているのか、聞くべきだと私は思いますし、そういうことも機会もありますからね。やっぱり地縁団体を早くしてほしいというのは、当然これは地縁団体をやるべきことを言っているわけですから。ただ、今、山内自治会長が、次の自治会長に申し送りされるのかどうか、わかりませんが、やっぱりできるだけそういうことは、自治会の新年互例会でも地縁団体の関係については、皆さん方に冊子も渡し、資料も渡してですね、やかましくこれは言ってますから。何もその次の代になるというよりも、できるだけ早くそれをやっていただかなかつたら、われわれも自治会、自治会館としての使命というか、なくなりますからね。そういう点についてはやっぱりよくご理解をいただきたいと思っております。

木田委員　そしたら今看板立っている公民館というのは、公民館ではないわけですね。

総務部長　自治会のほうで決められた名称ということで、自治会のほうで、公民館というふうに使っておられるということで、ご理解いただきますようお願いいたします。

木田委員　そないしてな、無駄なことばかりしてたら、そりゃ結構なこっちゃと思うわ。ほんま言うて、こんなもん。絶対にこんなもん、誰が見てもおかしいやん。そなんん地元、地元いうけどね、ほんだら町長はなんのためにはりますの。それをちゃんとやっぱり正していくのが、そうですやん、誰かからそういう指示があつたらでんな、意見があつたら、それをどんな何かで調査して何するのが、それが町長の仕事とちやいまんのか、そなんんやったら。

町長　今、木田さんがおっしゃるように、町長の仕事というよりも、結局、

幸前自治会としてのひとつ組織として、それを結局、補償工事として、それを担当のほうに上げられてるわけですから、それを承諾するという
ことで、承諾したわけですが、その時も木田委員さんはあんなとこ
に公民館はあかんぞと、ここで委員会でおっしゃったから、そりゃあか
んのやったらあかんということになりますけども、しかし最後はまたや
ったってくれということですから、われわれとしたら、どうあるべきか、
そういうことを皆さん方からね、まとめていただかなかつたらできませ
んし、現実にもうできているわけですから。やっぱり幸前としての公民
館としての機能もですね、そうして報告されている中でも、我々は知り
ませんが、やっぱりそうして資料がある中で、木田委員さんがそこ
で割戻金はどういうこっちゃと聞いていただいてですね、そこでこうい
うことになっているよということだったら、わかりますけども。何も私
はわかりませんからね。そういう点については、なんぼ町長であったか
て、そこまで私はいちいち幸前の関係について知り得る、また知らせて
いただくことがあればいいですけども、そのために地縁団体を早くして
ほしいということも申しあげているわけですので、よろしくお願いま
す。

木田委員　　こんなん何ぼ言ったかて水掛け論になると思うけどね。これまた続い
てでんな、消防ポンプと、それとポンプ庫と、それとまた道路の新設の
何かて、これ出ていると思いますわ。だからそれ引き続きやりたいから
でんな、そのなんで、補償検討委員長させてくれって、もうやいやいそ
う言ってますやんか。だからそれは別に幸前のなんやから言うてでっせ、
それでええねやったら、そんでよろしいけどでんな、やっぱりその辺の
とこかて、そういう情報を得たら地元でも考えてくれないかんのと違
うかというような形やったらなんやけど、そんなん、今までからかって
やけど、そんなん任せといたらそんでええわ、金さえ渡したらそんでしま
いやわ、というような形で、今までずっと来てますやんか。前の何です
やんか、今の法隆寺いうんか、なんの。

委員長

木田委員。

今、言われていることは、木田委員の地元での自治会のお話で、当然町にも関係あるけども、それはそれで一応自治会でまとめられる範囲のお話はお話としていただいて、あとは町にそういった付随する関係については話はできるんですけども、この委員会では、まずはやっぱり自治会のこととまとめられる範囲は、そういうお話の範囲でしていただきたいと思うんです。その自治会の内容についての、いろいろこの内容について町に求められても、自治会でまとめていく分と、またその他に町が対応していかなければならないという部分があるんで、今、聞いていますと、やっぱり自治会でまとめられるべき内容だと思いますんで、委員会で話していくと、町がなかなか、今も町長が言われましたように、なかなかその内容がわからない、答えられない面がありますので、それはほどほどにしていきたいと思います。

木田委員

委員長そんなんやったらね、私、最初に言いましたやろ。このお金を払ったんかどうかということ聞かせてくれって言うてますやろ。

委員長

その内容についても、内情の経緯とか、いろいろありますので、その辺は町としてはつかんでない状況もありますので、そのようにぼっと言われても、なかなか答えられないと思います。

(「いや、そやけどね」と呼ぶ者あり)

委員長

暫時休憩いたします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時04分 再開)

委員長

再開いたします。 木田委員。

木田委員　それではですな、私が申しあげたように、町がですね、幸前の新公民館というんですか、その精算をされる時にですね、きっちりとそういう何が入っているのかどうかということですね、精査して、そしてやっぱり町民に納得してもらえらるような方法でですね、やっぱり貴重な税金を、その中からそれを精算してもらいたいということを要望しておきます。以上です。

委員長　他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長　ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

(町長挨拶)

委員長　これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

(午前10時 6分 閉会)